

(18)

總司令部外交部サリバン氏との会談

0273

RA'-0012

0165

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0275

外務省

が	当該「シ連人」との面會は如何に取扱ふか。
三、	右面會を許すに際して「シ連対日理事會」のメンバー
	の所持する身分証明書の種類はどんなものか？
	サリバン氏回答
一、	にフツて
	インドネシア使節團との直接通信はいつかは差支な
	追而
	正式のメモを外務省に出す。

0274

外務省

係約局
付記
A/1010.2-3-4

る
は

總司令部外交部サリバン氏との會談要旨(二六、二七)
管理局總務課 山下事務官
七月十日午前十一時半、總司令部外交部サリバン氏を
佐々木事務官
往訪し左の点について會談した。
要旨
一、インドネシア使節團事務所開設の件
二、シ連人の身体を拘束した際「シ連対日理事會」のメンバー

RA'-0012

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二に於て

当該被拘束の連人と対日理事会の連代表との

電話等に依り通信は許可すまい。

但し日本政府機関と対日理事会の連代表との

直接通信は不なることは御承知の通りである

(この実重なり繰返した)

外務省

0276

三、ソ連対日理事会代表及びその随員は東京電兵司

令部発行の字通入(登録証)を有する

いるから之が提示されたる面会を許可す

べきである。

外務省

0277

RA'-0012

0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

寫

管總合第八〇五号

昭和二十六年七月十七日

外務省管理局總務課長

ソ連人の身体拘束の際の処置に関する件
本件について總司令部外交部に問い合わせたところ左記の通判明
したから通知する。

記

ソ連人に対し対日連事会ソ連代表部に身体拘束の事実を
通知することができざる旨を本人の理解できざる言語で言われた文
書をもつて告知し更に右「ソ」連人に対し対日連事会のソ連代
表と通信するに適當な便益を供與し、なほ以上の通信をすべて
遅滞なく送達しなければならぬ。

外務省

0278

0279

「対日連事会ソ連代表部の代表に対し、その身分証明書（東京憲
兵司令部発行の写真入登録証を有つてゐる）の正当な呈示があ
れば被拘束ソ連人を直ちに訪ね立合人なして会見し、右ソ連人
のために弁護人の斡旋をすることを許容せねばならない。
「但し日本政府と対日連事会ソ連代表部との直接通信がいかなる
場合といえども許可されてゐないことに変わりはないから身体拘
束に関する公式及び非公式通報は従来通り總司令部外交部に対
して行う。」

本信送付元

法務府 検務局 刑事課 課長
最高裁判所事務総局 刑事部 第一課 課長
国家地方警察本部 捜査課 課長
東京警察視庁 総務部 渉外課 課長
経済調査庁 監察部 監察課 課長
厚生省 検務局 麻薬課 課長
海上保安庁 警備部 警備課 課長
出入国管理庁 第一課 課長

外務省

RA'-0012

0168

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan